

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	認可地縁団体の印鑑の登録		
根拠法令及び条項	蓮田市認可地縁団体印鑑条例第2条、第5条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	<p>【内容】（※審査基準を公表する場合のみ記載すること。）</p> <p>（登録資格）</p> <p>第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者とする。</p> <p>2 次に掲げる者が選任されている認可地縁団体にあつては、前項の規定にかかわらず、その者を認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる資格を有する者とする。</p> <p>（1） 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第19条第1項第1号へに規定する職務代行者</p> <p>（2） 法第260条の9に規定する仮代表者</p> <p>（3） 法第260条の10に規定する特別代理人</p> <p>（4） 法第260条の24又は第260条の25に規定する清算人</p> <p>（登録印鑑）</p> <p>第5条 登録できる認可地縁団体印鑑は、1認可地縁団体につき1個とする。</p> <p>2 市長は、登録申請に係る印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をしないものとする。</p> <p>（1） ゴム印その他の変形しやすいもの</p> <p>（2） 機械製造により大量生産されたもの</p> <p>（3） 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの</p> <p>（4） 印影を鮮明に表しにくいもの</p> <p>（5） 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたもの</p>		
審査基準設定年月日	平成6年10月1日	審査基準最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（7日） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		

標準処理期間 設定年月日	平成6年10月1日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境経済部自治振興課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。